

○松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会設置要綱

平成15年3月31日

告示第132号

改正 平成18年3月31日告示第178号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市創業支援事業及び松本市空き店舗活用事業の適正かつ効果的な執行を図るため、松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会（以下「審査会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市創業支援事業に係る補助金交付申請審査
- (2) 松本市空き店舗活用事業に係る補助金交付申請審査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、松本市創業支援事業及び松本市空き店舗活用事業の推進に必要な事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商業関係者
- (2) 工業関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を統括し、審査会を招集する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、商工観光部商工課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第178号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。